

所管部課	健幸福祉部 保険年金課		部長	関根 崇	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法の一部改正により、令和8年度から国民健康保険税に新たな課税区分として、子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）が新設されることとなった。また、子ども分を含むすべての課税区分における課税限度額及び軽減判定用所得基準額を地方税法施行令で定める金額とするため、当該条例を一部改正するものである。</p>					
(1) 主な改正内容					
<p>① 課税区分に子ども分を新設し、税率等については、東京都が定める東大和市の標準保険料率とする規定を設ける。これにより、令和8年度の税率等は次のとおりとなる。</p> <p>なお、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等については、令和7年度の税率等を据え置くものとする。</p>					
		課税区分		令和8年度	標準保険料率
子ども・子育て支援納付金課税額（新設）	所得割			0.30%	0.30%
	被保険者均等割			1,932円(※1)	1,932円
<p>※1 高校生世代以下の被保険者は、被保険者均等割が軽減措置により全額免除となる。また、高校生世代より上の年代の被保険者には、高校生世代以下で軽減された被保険者均等割が上乗せとなる。 （内訳：被保険者均等割1,813円、18歳以上被保険者均等割(上乗せ分)119円）</p>					
<p>② 課税限度額及び軽減判定用所得基準額を地方税法施行令で定める金額とする。これにより、令和8年度の金額は次のとおりとなる。</p>					
(ア) 課税限度額					
		改正前	令和8年度		
基礎課税額		66万円	67万円		
後期高齢者支援金等課税額		26万円	据え置き		
介護納付金課税額		17万円	据え置き		
子ども・子育て支援納付金課税額		—	3万円（新設）		
(イ) 軽減判定用所得基準額					
		改正前	令和8年度		
5割軽減		30万5千円	31万円		
2割軽減		56万円	57万円		
(2) 施行日 令和8年4月1日					
(3) 影響及び効果					
<p>① 子ども分の新設に係る国の制度改正について、適正に対応できる。</p> <p>② 課税限度額及び軽減判定用所得基準額を地方税法施行令で定める金額とすることで、負担能力に応じた適正な賦課や、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与でき、また随時適正に対応できる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和8年1月 本改正について、国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受ける。 ※総務課による事前審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果 決定					